

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分の手数料等の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
条 項		第 18 条
所 管 部 課		クリーンセンター大崎（電話： 878-0989 ）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1. 生活保護法による保護を受けている者[免除]</p> <p>2. 前項に準ずるものと認められる者[免除]</p> <p>3. 一般廃棄物処理計画に従い資源の有効利用を図るため事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入した者[減額]</p> <p>4. 災害その他市長が特別な理由があると認める者[免除又は減額]</p> <p style="text-align: center;">※第 18 条第 1 項各号</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 24 年 5 月 17 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>&lt;未設定理由&gt;</p> <p>年間の申請件数は数件程度であること、かつ、申請者（代理人）とは対面で受け入れ基準や注意事項、搬入時期等の説明・調整を行う必要があるため、相談時点で許可・不許可までの期間及び許可が見込まれる場合は減額率を示すこととしているため。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		